

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(堺市消防局分)(令和6年10月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	救急課	238-6049	令和6年度ストレッチャー保守点検業務	日本船舶薬品株式会社 大阪支店	1,364,000	R6.10.24	<p>当該業務は、高規格救急自動車に搭載しているストレッチャーの安全性を高めるとともに潜在的な異常を早期に発見して未然に事故等を防止し、長期間に渡り良好な状態に維持することを目的として、専門的な知識及び技術に基づく動作確認や付属消耗品等の点検を行うものである。</p> <p>米国ファーノ・ワシントン社製の当該ストレッチャーにおける消防機関向けの販売や修理等については、国内支店であるファーノ・ジャパン・インク日本支社から代理店証明を受けた当該業者のみが請け負っており、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>よって、本業務を履行できるものは、日本船舶薬品株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	救急課	238-6049	令和6年度消防局配置救急車積載傷病者監視装置・除細動器保守点検業務	日本光電工業株式会社 関西支社	2,647,788	R6.10.24	<p>傷病者監視装置は、傷病者のバイタルサインの測定及び継続観察を行う装置であり、装置に異常が生じた場合、正確な傷病者観察が出来ず、その後の救急隊による処置や病院搬送に重大な悪影響を及ぼすため、保守点検により本装置の性能を維持し、安全性を確保しなければならない。</p> <p>除細動器に関しても傷病者監視装置と同様に傷病者のバイタルサインを測定し、また、傷病者が心肺停止状態に陥った際に除細動を実施する資器材であるため、保守点検により性能の維持、安全性の確保が必要である。</p> <p>傷病者監視装置及び除細動器ともに日本光電工業株式会社製であり、当該機器の保守点検を適正に履行するためには当該機器についての詳細な設定や知識が必要であり、他業者では履行が不可能であることから、当該業務は競争入札に付することができず、当該業者に1者随契するものとする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	